

第13回PTA総会資料



さいたま市立さくら草特別支援学校

令和6年度

令和6年度

さくら草特別支援学校
P T A 会 員 様

さくら草特別支援学校 PTA

令和6年度 第13回PTA総会議事次第

1. 議事

- (1) 令和5年度 事業・活動報告
- (2) 令和5年度 P T A 一般会計決算報告
令和5年度 P T A 積立金決算報告
令和5年度 学校給食会計決算報告
- (3) 令和6年度 P T A 本部役員について
- (4) 令和6年度 事業・活動計画(案)について
- (5) 令和6年度 P T A 一般会計予算(案)について
- (6) PTA 会則改正について

以上

令和5年度 PTA事業・活動報告

	本部役員会	渉外／外部団体参加	広 報	事業・行事	会計・監査	推薦委員会
4月	・第1回新旧役員会：17日(月)	・市P協 役員研修会：13日(木) 欠席 ・緑区P連 臨時会長会：17日(月)		・入学式：11日(火)	・PTA会計監査：17日(月)	
5月	・第2回役員会：23日(火) ・第12回PTA総会：12日(金) オンライン決議	・緑区P連 新旧理事会：19日(金)				
6月		・緑区P連 総会・懇親会：9日(金)欠席 ・市P協 定期総会：17日(土)欠席 ・学校運営協議会：22日(木)				
7月	・第3回役員会：6日(木)	・緑区P連 第1回会長会：7日(金)欠席 ・青少年健全育成研修会：12日(水)欠席	・No.1PTAだより発行：10日(月)		・執行状況報告	
8月						
9月	・第4回役員会：26日(火)	・緑区P連 第2回会長会：21日(木)欠席 ・市P協 役員セミナー：27日(水)		・施設見学会 むつみの里：4日(月),7日(木) けやき：11日(月) リズム大塚：13日(水)	・執行状況報告	
10月		・緑区P連 副会長会：10日(火)欠席 ・市P協 交流会：23日(月)欠席			・中間会計監査：25日(水)	
11月	・第5回役員会：21日(火)	・緑区P連 第3回会長会：17日(金)欠席 ・学校運営協議会：10日(金)欠席	・No.2PTAだより発行：24日(金)	・文化祭 8日(水)～10日(金) (ゲームコーナー)	・執行状況報告	推薦委員会設置
12月						
1月	・第6回役員会：30日(火) ・学校給食運営協議会：" ・学校給食用物資納入業者選定委員会："	・緑区P連 第4回会長会：16日(火) ・市P協PTA活動統括補償制度：26日(金) 欠席		・進路勉強会：18日(木)	・執行状況報告	
2月		・緑区P連 校長会長合同研修会：9日(金) ・緑区P連 " 懇親会：9日(金)欠席 ・学校運営協議会：15日(木)		・事業アンケート		
3月	・第7回役員会：7日(木)	・緑区P連 第5回会長会：12日(火)	・No.3PTAだより発行：12日(火)	・卒業記念品準備 ・卒業式：18日(月)	・執行状況報告	↓
令和6年度 4月	・第1回新旧役員会：19日(金)	・市P協 役員研修会：書面開催		・入学式：9日(火)	・期末会計監査：19日(金)	

令和5年度 さくら草特別支援学校PTA一般会計決算報告書(R6.3.31現在)

1. 収入の部

(単位 円)

項目	予算額	収入済額	比較増減	摘要
会費	618,000	616,500	▲ 1,500	(P)500円×12ヵ月×43家庭 (T)500円×12ヵ月×60名
繰越金	694,026	694,026	0	令和4年度繰越金
雑収入	10	9	▲ 1	口座利息
合計	1,312,036	1,310,535	▲ 1,501	

2. 支出の部

(単位 円)

項目	予算額	執行済額	残額	摘要	
総務費	事務・印刷費	60,000	22,824	37,176	プリンター、プリンターインク、封筒、コピー用紙
	分担金・参加費	50,000	5,330	44,670	全肢研島根大会参加費
	保険安全費	5,000	4,950	50	PTA活動総合保障制度保険料 100円×44人
	旅費	10,000	1,408	8,592	緑区新旧会長会、緑区会長会
	慶弔費	75,000	22,050	52,950	会員の慶弔
小計	200,000	56,562	143,438		
事業費	150,000	137,769	12,231	文化祭景品、文化祭用お菓子、進路勉強会講師謝礼	
交流対策費	80,000	29,700	50,300	さくら草カレンダー	
入学卒業対策費	80,000	62,144	17,856	卒業記念品、卒業記念菓子、花束、胸花	
学校活動支援費	180,000	117,879	62,121	県特体連会費、さP協会費、巡回相談謝礼、花束	
災害対策費	80,000	108,960	▲ 28,960	災害対策用品(お粥・ようかん・ポータブルバッテリー)	
特別積立費	50,000	50,000	0	周年行事積立	
予備費	492,036	0	492,036		
合計	1,312,036	563,014	749,022		

3. 差引残額

(単位 円)

収入済額	支出済額	差引残額	備考
1,310,535	563,014	747,521	

上記の通り報告します。

令和 6年 3月31日

さいたま市立さくら草特別支援学校PTA 会長 舟崎 潤子



監査の結果、上記の通り相違ないことを認めます。

令和 6年 4月 19日

さいたま市立さくら草特別支援学校PTA 会計監査 森田 恵子



令和5年度 さくら草特別支援学校PTA積立金会計決算書(R6.3.31現在)

1. 収入の部

(単位 円)

項目	予算額	収入済額	比較増減	摘要
繰越金	282,169	282,169	0	令和4年度より繰り越し
積立金	50,000	50,000		
雑収入	2	2	0	利息
合計	332,171	332,171	0	

2. 支出の部

なし

3. 差引残額

(単位 円)

収入済額	支出済額	差引残額	備考
332,171	0	332,171	次年度へ繰り越し

上記の通り報告します。

令和6年3月31日

さいたま市立さくら草特別支援学校PTA 会長 舟崎 潤子



監査の結果、上記の通り相違ないことを認めます。

令和6年4月19日

さいたま市立さくら草特別支援学校PTA 会計監査 森田 恵子



令和5年度 学校給食会計決算書

歳入総額 7,190,032円
歳出総額 7,190,021円
差引残高 11円

内 訳

1.歳入の部

科 目	歳入決算額	付 記
前年度繰越金	25,208	
児童生徒給食費	1,260,605	
職員給食費	5,733,164	
保存食代	141,840	
雑収入	29,215	利子、試食代等
合 計	7,190,032	

2.歳出の部

科 目	歳出決算額	付 記
主食代	498,240	
牛乳代	1,077,648	
食材料費	5,614,133	
その他	0	
合 計	7,190,021	

3. 差し引き 11 円

上記のとおり報告します。

令和 6年 3月 31日

さいたま市立さくら草特別支援学校

校長 入澤 真理香



監査の結果、上記のとおり相違ないことを認めます。

令和 6年 4 月 19 日

PTA監査

森田 恵子



令和6年度 PTA本部役員一覧（案）

役員・部会名	氏名	ブロック名	児童生徒名	教職員関係
会長	おおた あきこ 大田 明子	小学部(高)	おおた ともき 大田 知輝	
副会長	もりた けいこ 森田 恵子	高等部	もりた ひかる 森田 輝	【副会長】 遅澤 麻奈美
書記・広報	すずき ゆか 鈴木 由香	小学部(高)	すずき さくら 鈴木 咲良	
書記補佐・管理	にしじま えり 西島 枝里	小学部(低)	にしじま けいご 西島 圭吾	
書記補佐・管理	おおむら よしえ 大村 美枝	小学部(低)	おおむら こはる 大村 心春	
会計・推薦委員	だんの 團野 みづほ	中学部	だんの しゅう 團野 詩悠	【会計】 釘宮 巧
会計監査・ 推薦委員	うがい ともこ 鵜飼 朋子	中学部	うがい しょうご 鵜飼 将吾	

PTA 顧問	いりさわ まりか 入澤 真理香
教職員担当	おそざわ まなみ 遅澤 麻奈美
教職員担当	くざみや いさお 釘宮 巧

令和6年度 PTA事業・活動計画（案）

	本部役員会	渉外／外部団体参加	広 報	事業・行事	会計・監査	推薦委員会
4月	・第1回新旧役員会 ：19日(金)	・市P協 役員研修会：書面開催		・入学式：9日(火)	・期末会計監査 ：19日(金)	
5月	・第2回役員会 ・第13回PTA総会： 14日(火)オンライン決議	・緑区P連 新旧会長会：18日(土)				
6月	・第3回役員会	・緑区P連 定期総会：7日(金) ・市P協 定期総会 ・学校運営協議会			・執行状況報告	
7月	・第4回役員会	・市P協 役員セミナー ・緑区P連 第1回会長会 ・青少年健全育成研修会	・No.1PTAだより 発行		・執行状況報告	
8月						
9月	・第5回役員会	・緑区P連 第2回会長会		・施設見学会	・執行状況報告	
10月	・第6回役員会	・緑区P連 副会長会 ・市P協 交流会			・中間会計監査	
11月	・第7回役員会	・緑区P連 第3回会長会 ・学校運営協議会	・No.2PTAだより 発行	・文化祭 (ゲームコーナー)	・執行状況報告	推薦委員会設置
12月	・第8回役員会				・執行状況報告	
1月	・第9回役員会 ・学校給食運営協議会 ・学校給食用物資 納入業者選定委員会	・緑区P連 第4回会長会 ・市P協PTA活動統括補償制度		・進路勉強会	・執行状況報告	
2月	・第10回役員会	・緑区P連 校長会長合同研修会 ・緑区P連 " 懇親会 ・学校運営協議会		・事業アンケート	・執行状況報告	
3月	・第11回役員会	・緑区P連 第5回会長会	・No.3PTAだより 発行	・卒業記念品準備 ・卒業式	・執行状況報告	↓
令和 7年度 4月	・第1回新旧役員会	・市P協 役員研修会		・入学式	・期末会計監査	

令和6年度 さくら草特別支援学校PTA一般会計予算書（案）

1. 収入の部

(単位 円)

項目	予算額	前年度予算額	比較増減	摘要
会費	530,000	618,000	▲ 88,000	(P)5000円×45家庭 (T)5000円×61名
繰越金	747,521	694,026	53,495	令和5年度繰越金
雑収入	10	10	0	口座利息
合計	1,277,531	1,312,036	▲ 34,505	

2. 支出の部

(単位 円)

項目	本年度予算額	前年度予算額	比較増減	摘要	
総務費	事務・印刷費	10,000	60,000	▲ 50,000	インク・封筒
	分担金・参加費	5,000	50,000	▲ 45,000	全肢研大会参加費
	保険安全費	5,000	5,000	0	PTA活動総合保障制度保険料 80円×45人
	旅費	10,000	10,000	0	緑区会長会等交通費
	慶弔費	50,000	75,000	▲ 25,000	会員の慶弔
小計	80,000	200,000	▲ 120,000		
事業費	110,000	150,000	▲ 40,000	施設見学手土産・文化祭景品等・進路勉強会講師謝礼	
交流対策費	40,000	80,000	▲ 40,000	さくら草カレンダー	
入学卒業対策費	80,000	80,000	0	卒業記念品(名入りタオル・印鑑・菓子)・花束・胸花	
学校活動支援費	150,000	180,000	▲ 30,000	講師謝礼、花束、県特体連会費	
災害対策費	50,000	80,000	▲ 30,000	災害対策用品（おかゆ、飲料水等）	
特別積立費	50,000	50,000	0	周年行事積立	
予備費	717,531	492,036	225,495		
合計	1,277,531	1,312,036	▲ 34,505		

さいたま市立さくら草特別支援学校PTA会則(案)

第1章 名称および事務局

第1条 本会は、さいたま市立さくら草特別支援学校PTAと称し、事務局を学校内におく。

第2章 目的および方針・事業

第2条 本会は、児童・生徒の健全な育成のために、保護者と教職員が一体となって教育の充実振興、会員相互の修養と親睦を図ることを目的とする。

第3条 本会は、その名において特定の政党・宗教を支持し、または、反対することはできない。本会は、営利を目的とする団体には関与しない。

第4条 本会は、第2条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 学校と家庭との連携を深める事業
- (2) 教育的な生活環境の増進に関する事業
- (3) 各種の教育機関・団体との連携を図る事業
- (4) 会員の修養と親睦を高める事業

第3章 会 員

第5条 本会は、学校に在籍する児童・生徒の父母又はこれに代わる者(ただし、兄弟で在籍する場合は、1会員とする)と、常勤の教職員をもって会員とする。

第4章 本部役員

第6条 本会に次の本部役員を置く。

- | | | |
|-----------------|----------------------------|---|
| (1) 会 長 | 1名 | } 三役 |
| 副会長 | 2名 (内1名は、教頭) | |
| (2) 役 員 | 6名 主に次の業務を分担する。(内1名は、事務職員) | } 本部役員の体制により、必要な役職及びその人数を役員会で任意に変更・議決することができ、総会において承認される。 |
| ・書記 | | |
| ・書記補佐・管理 | | |
| ・広報 | | |
| ・会計 (内1名は、事務職員) | | |
| ・会計監査 | | |
| ・推薦委員 | | |

※三役が連携し、役員動きを把握する。役員は、教頭に報告・相談・連絡をする。

教頭は、PTA活動すべての窓口となり把握する。

※PTA事業は、本部役員で分担する(会長、教頭、事務職員は除く)。

第7条 本部役員の任務は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、会を統括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長事故ある時はこれを代行する。
- (3) 書記は、総会、本部役員会の議題並びに、本会の活動に関する重要事項を記録作成する。
- (4) 書記補佐・管理は、書記を補佐し消耗品を管理する。また書記事故ある時はこれを代行する。
- (5) 広報は、活動に関する資料を収集し、PTAだよりや広報誌の発行を行う。

(6) 会計は、総会が決定した予算に基づいて、会計事務を処理する。

第8条 本会に会計監査1名をおく。また、推薦委員も兼ねる。

第9条 校長は、本会の顧問とし、全ての会議・事業に参加する。

第5章 本部役員の選出および任期

第10条 本部役員の選出は、次のとおりとする。

- (1) 推薦委員会で選出し、総会において承認を受ける。
- (2) 各学部の児童生徒数の状況を考慮し、7名とする。また、その役員は、各学部及びブロックにおいて互選し、教頭、事務職員と合わせて9名とし、総会において承認を受ける。
- (3) 会長の任期は、原則として2年間とする。ただし、延長を妨げない。

第6章 会 議

第11条 本会は次の会議を置く。

- (1) 総会 (2) 本部役員会 (3) 学部会

第12条 会議の議決は、出席者の過半数の同意を必要とする。

第13条 総会は、全会員をもって構成され、本会の最高議決機関とする。

総会は、定期総会と臨時総会とし、定期総会は毎年1回開催し、臨時総会は本部役員会が必要と認めた時に開催する。

総会は、会員(委任状も含め)の過半数の出席により成立する。

第14条 総会では、次の事項を行う。

- (1) 前年度の事業並びに決算報告の承認
- (2) 新年度の会長、本部役員の承認
- (3) 新年度の事業計画並びに予算案の審議、決定
- (4) 会則の改正
- (5) その他重要事項の審議

第15条 本部役員会は、会長・本部役員をもって構成し、会長が必要に応じて召集する。

本部役員会は、事業計画案、予算案、決算、その他の議案の企画立案にあたりるとともに会務の執行にあたる。

第16条 学部会は、学部の会員をもって構成し、各学部役員が招集する。

第17条 PTA会長選出のための推薦委員会規程は、別に定める。

第7章 会費および会計

第18条 会計年度は、4月1日から翌年3月31日までとする。

4月1日から予算成立までの期間は、予算案をもとに暫定的に支払いを行うことができる。

第19条 本会の活動に要する経費は、会費その他の収入をもって当てる。

第20条 会費は、会員一家庭年額5,000円とする。
ただし、在籍期間に応じて月割り計算（1円未満の端数は切り捨て）するものとする。
教職員も同額とする。

第21条 会計監査は、本会の会計を監査し、総会において報告する。また、会員の請求があれば随時結果を報告する。

第8章 補 則

第22条 本会の運営に関し、必要な細則および規程は、本会則に反しない限りにおいて、本部役員会の審議を経て定める。

第23条 本部役員会は、細則および規程を制定または改廃した時は、直近の総会にその結果を報告する。

第24条 本会に関する慶弔見舞規程、旅費規程は別に定める。

第25条 本会は、参与を置くことができる。参与は若干名とし、必要に応じて会長が委嘱する。参与は会長の要請により、助言並びに会務への協力を行う。

第26条 本会に関する個人情報取扱規則は、別に定める。

第9章 改 定 ・ 改 正

第27条 この会則の改定・改正は、総会において出席者の3分の2以上の賛成を必要とする。
なお、会則の改定・改正案は、総会開催前の1週間前までに全会員に公示する。

付 則

この会則は、平成24年12月6日から施行する。

この会則は、平成25年12月6日から施行する。（第5章 第10条（2）改正）

この会則は、平成26年5月16日から施行する。（第5章 第10条（2）改正）

この会則は、平成27年5月14日から施行する。

（第4章 第6条（2）及び第5章 第10条（2）（3）改正）

この会則は、平成28年5月10日から施行する。

（第4章 第6条、第7条及び第5章 第10条及び第9章 改正）

この会則は、平成29年5月9日から施行する。（第4章 第6条（1）改正）

この会則は、平成30年5月8日から施行する。

（第4章 第6条、第7条（3）（4）、第8条及び第8章 第26条改正）

この会則は、令和元年5月10日から施行する。

（第4章 第6条（2）改定）

この会則は、令和5年5月12日から施行する。

（第4章 第6条（2）、第7条 改正）

この会則は、令和6年5月14日から施行する。（第7章 第20条 改正）

さいたま市立さくら草特別支援学校PTA 推薦委員会規程

○会則第6章、第17条により会長選出に関する必要な項目を定める

第1条 会長、副会長の選出においては、推薦委員会を設置する

第2条 推薦委員会は、本部役員が兼務し、次の役職を置く。

(1) 委員長 1名 本部役員の中から互選し、会長が委託する。

第3条 推薦の対象となる会長、副会長は保護者会員からとする。

第4条 推薦委員の任期は、第1回推薦委員会から候補者の決定までとする。

付 則

この規程は、平成24年12月6日から施行する。

さいたま市立さくら草特別支援学校PTA 慶弔見舞規程

○会則第8章、第24条により慶弔見舞に関する必要な項目を定める

第1条 会員に慶弔の儀が生じた時は、下記のように定める。

第2条 死亡弔慰金 児童生徒、父母、教職員の死亡 香料として 5,000円 並びに献花をする。

第3条 災害見舞金 児童生徒、教職員が火災等、不慮の災害 見舞金として 5,000円

第4条 その他、特別な場合には本部役員会で協議の上執行する。

第5条 すべて返礼を受けないものとする。

第6条 PTAには、任期満了後、感謝の意を表する。

付 則 この規程は、平成24年12月6日から施行する。(第8条改正)

この規定は、平成26年10月20日から施行する。(第3条改正)

この規定は、平成30年5月8日から施行する。(第3条改正)

この規定は、令和元年5月10日から施行する。

(第2条改定 及び、旧第3条廃止、旧第4条改定、旧第5条廃止)

さいたま市立さくら草特別支援学校PTA

旅費規程

○会則第8章、第24条により旅費に関する必要な項目を定める

- 1 この規程は、会長、本部役員等が、学校以外の場所で開催されるPTA関係会議等(以下、会議という)に参加した時の費用について定める。
- 2 会議による出張の際には、次の表より旅費を支給する。

区 分	内 容
交通費	○往復交通機関の利用実費を支給する。使用する交通機関は、鉄道・路線バスを原則とする。 ○業務の都合または交通事情等により、自家用車を使用することが合理的であると判断される場合は、自家用車で出張できる。埼玉県規程に準じた距離計算で支給される。 ○駐車場料金、タクシー代は会計に事前に相談し、認められた場合のみ支給される。
食 費	○実費。ただし、上限を800円とする。 ○会議先で一括して準備される場合は、その限りではない。
宿泊費	○1泊2食分の実費。ただし、上限はさいたま市の規程に準ずる。

- 3 会議等に参加したことにより、レスパイトサービス等を利用した時は、次のとおり費用を支給する。

レスパイト	○利用の領収書(写しでも可)添付による実費とする。
-------	---------------------------

付 則

この規程は、平成24年12月6日から施行する

紙媒体に記載されたものは鍵のかかる場所で保管する。管理者、取扱者以外の目に触れるところに放置しない等の管理を適切に行うこととする。

(第三者提供の制限)

第11条 個人情報には次にあげる場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで第三者に提供してはならない。

- (1) 法令に基づく場合
- (2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要な場合
- (3) 公衆衛生の向上又は児童の健全育成の推進に必要がある場合
- (4) 国の機関もしくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合

第12条 個人情報を第三者に提供したときは、事項について記録を作成し、保存する。

- (1) 第三者の氏名
- (2) 提供する対象者の氏名
- (3) 提供する情報の項目
- (4) 提供する対象者の同意を得ている旨

(第三者提供を受ける際の確認等)

第13条 第三者から個人情報の提供を受けるときは、次の事項について記録を作成し、保存する。

- (1) 第三者の氏名
- (2) 第三者が個人情報を取得した経緯
- (3) 提供を受ける対象者の氏名
- (4) 提供を受ける情報の項目
- (5) 対象者の同意を得ている旨（事業者でない個人から提供を受ける場合は記録不要）

(情報開示等)

第14条 P T Aは、本人から個人情報の開示、利用停止、追加、削除を求められたときは、法令に沿ってこれに応じる。

(漏洩時等の対応)

第15条 個人情報を漏洩等（紛失含む）した恐れがあることを把握した場合は、直ちに管理者であるP T A副会長及びP T A会長に報告しなければならない。

(研 修)

第16条 P T AはP T A役員に対して、定期的に個人情報の取扱に関する留意事項について研修を実施するものとする。

(苦情の処理)

第17条 P T Aは個人情報の取扱に関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

付 則

本規則は、平成30年5月8日より施行する。

さいたま市立さくら草特別支援学校 P T A 個人情報取扱規則

（目 的）

第 1 条 さいたま市立さくら草特別支援学校 P T A（以下、「P T A」という。）が保有する個人情報の適正な取り扱いと活動の円滑な運営を図るため、個人の権利・利益を保護することを目的に、P T A 役員名簿及びその他の個人情報の取り扱いについて定めるものとする。

（責 務）

第 2 条 P T A は個人情報保護に関する法令を遵守するとともに、P T A 活動において個人情報の保護に努めるものとする。

（管理者）

第 3 条 P T A における個人情報の管理者は、P T A 副会長とし、P T A 会長がこれを任命する。

（取扱者）

第 4 条 P T A における個人情報の取扱者は P T A 本部役員とする。

（秘密保持義務）

第 5 条 個人情報の管理者・取扱者は、職務上知ることができた個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。その職を退いた後も同様とする。

（収集方法）

第 6 条 P T A は個人情報を収集するときは、あらかじめその個人情報の利用目的を決め、本人に明示する。なお、要配慮個人情報などを収集する場合はあらかじめ本人の同意を得る。

（利 用）

第 7 条 取得した個人情報は、次の目的の為に利用する。

- （ 1 ） P T A 活動における連絡調整
- （ 2 ） P T A 役員選考時における連絡調整

（利用目的による制限）

第 8 条 P T A は、あらかじめ本人の同意を得ないで、第 7 条規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱ってはならない。

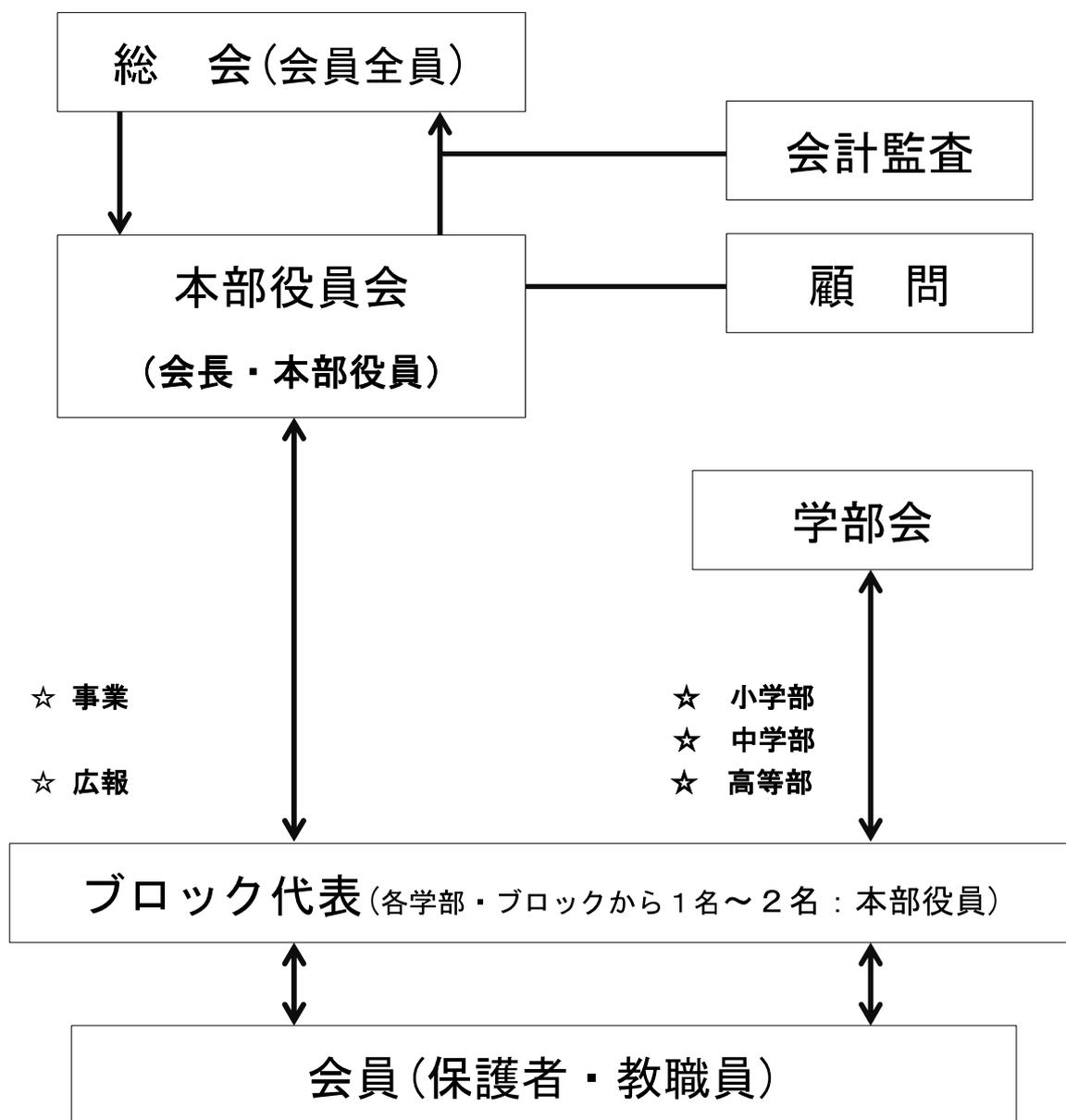
（管 理）

第 9 条 個人情報は管理者または取扱者が保管するものとし、適正に管理する。
不要となった個人情報は、管理者が年度末に、適正かつ速やかに廃棄するものとする。

（保管および持出し等）

第 1 0 条 個人情報を取り扱う電子機器等についてはセキュリティ管理を厳密に実施し、持出しについては、電子メールでの送信・デバイス本体に関しても暗号化やパスワードを施す等の管理を適切に行うこととする。

さいたま市立さくら草特別支援学校PTA組織図



さいたま市立さくら草特別支援学校PTA会則改正(案) 新旧対照表

令和6年度 第13回PTA総会資料

新	旧
<p>第7章 会計および会計</p> <p>第20条 会費は、会員一家庭年額5,000円とする。 <u>ただし、在籍期間に応じて月割り計算(1円未満の端数は切り捨て)</u> <u>するものとする。</u> 教職員も同額とする。</p> <p>付 則</p> <p>この会則は、平成24年12月6日から施行する。 この会則は、平成25年12月6日から施行する。(第5章 第10条(2)改正) この会則は、平成26年5月16日から施行する。(第5章 第10条(2)改正) この会則は、平成27年5月14日から施行する。 (第4章 第6条(2) 及び 第5章 第10条(2)(3)改正) この会則は、平成28年5月10日から施行する。 (第4章 第6条、第7条 及び 第5章 第1条 及び 第9章 改正) この会則は、平成29年5月9日から施行する。(第4章 第6条(1)改正) この会則は、平成30年5月8日から施行する。 (第4章 第6条、第7条(3)(4)、第8条及び第8章 第26条改正) この会則は、令和元年5月10日から施行する。(第4章 第6条(2)改定) この会則は、令和5年5月12日から施行する。 (第4章 第6条(2)、第7条 改正) <u>この会則は、令和6年5月14日から施行する。(第7章 第20条 改定)</u></p>	<p>第7章 会計および会計</p> <p>第20条 会費は、会員一家庭月額500円(年額6,000円)とする。 ただし、在籍期間に応じて支払うものとする。教職員も同額とする。</p> <p>付 則</p> <p>この会則は、平成24年12月6日から施行する。 この会則は、平成25年12月6日から施行する。(第5章 第10条(2)改正) この会則は、平成26年5月16日から施行する。(第5章 第10条(2)改正) この会則は、平成27年5月14日から施行する。 (第4章 第6条(2) 及び 第5章 第10条(2)(3)改正) この会則は、平成28年5月10日から施行する。 (第4章 第6条、第7条 及び 第5章 第1条 及び 第9章 改正) この会則は、平成29年5月9日から施行する。(第4章 第6条(1)改正) この会則は、平成30年5月8日から施行する。 (第4章 第6条、第7条(3)(4)、第8条及び第8章 第26条改正) この会則は、令和元年5月10日から施行する。(第4章 第6条(2)改定) この会則は、令和5年5月12日から施行する。 (第4章 第6条(2)、第7条 改正)</p>